

JTU きょうと教組
日本教職員組合
NEWS LETTER

2021年2月15日発行 No.145
京都府教職員組合 小鍛治 啓
Kyoto School Staff Union
Tel:075-252-6771
Fax:075-252-6772
<http://kyoto-union.net>



京都市教育委員会交渉 2月1日(月)

でも、給与は



コンピューター指導も



感染予防対策も

登校指導も



手洗い・うがい指導も



マスク着用指導も



給与減額措置！？

現場はこんなにしんどいの！！

きょうと教組は2月1日京都市教育委員会との確定交渉に臨みました。冒頭、春田総務部長より「現在京都市は危機的な財政状況にある。人事委員会勧告制度に基づく公務員の給与としては、極めて異例で、本来あってはならないことではあるが、市民の命と暮らしを守る

ための財源を確保するため、給与減額措置を提案せざるを得ない事態に至っている。」との説明がありました。きょうと教組は当局に対し、結果的に人事委員会の勧告を無視した形の減額措置に対し受け入れられるものではないと怒りを表すと共に、コロナ禍で非常に厳しい状況に置かれている学校現場での教職員の勤務実態、思いを無視するかのような措置であると強く訴えました。合わせて、学校現場の諸課題解決にむけての具体的な取り組み姿勢を示すよう、求めました。

以下の交渉の概略です。

【給与減額措置】

危機的な財政状況であり、臨時・特例的な給与減額措置をとらざるを得ない。

- ・減額措置の対象は正規職員。
- ・対象給与は給料月額。諸手当へは反映しない。
- ・教職員給料表2級の教職員その他教諭については2.5%の減額率とする。ただし、新卒5年相当、給料表1級の教職員については減額しない。

学校事務職員については、給料表5級・4級は3.0%、給料表3級・2級は2.5%の減額率とし、給料表1級は減額しない。

- ・実施時期は2021年7月から、実施期間は最長で3年とし、減額条例は1年ごとの時限条例とする。

【住居手当】

市内居住者に係る特例措置（月額3,000円加算）について、5年間延長し、2026年3月末まで継続する。ただし、持ち家に係る手当（市内に新築又は購入）については、通算60月を限度として支給する。

【会計年度任用教職員に係る期末手当】

2021年度における期末手当について市長部局に準拠した取り扱いとし、年間2.6月分の支給割合の会計年度事務員等については0.05月引下げ2.55月分、非常勤講師・非常勤事務職員については据え置きとする。

— 組合とのやりとり —

【組合】 コロナ禍の状況の中、学校現場は非常に厳しい対応を迫られる日々である。その中で減額措置は心情的には受け入れがたいものである。せめて、今まで要求してきた超過勤務縮減に向けた施策等、諸課題に関わる取り組みを、教育委員会としてより一層進めた形で示してほしい。

⇒大変厳しい回答で申し訳なく思っている。厳しい財政状況ではあるが、教育委員会としても引き続き教職員の働きがいや労働環境の充実などの課題解決に向け最善を尽くしていきたいと考えている。

